

## 飯塚病院 公的研究の管理・運営体制（役割）

令和3年(西暦 2021)年4月 23 日  
株式会社麻生 飯塚病院  
院長

当院における、公的研究<sup>1)</sup>での不正<sup>2)</sup>防止に関する**管理・運営体制(役割)**は下記の通りである。

<b>最高管理責任者（院長）</b>
組織全体を統括し、公的研究の運営・管理について最終責任を負う者。
<b>統括管理責任者（医学研究推進本部長）</b>
最高管理責任者を補佐し、公的研究の管理・運営について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
<b>コンプライアンス推進責任者（治験推進本部長）</b>
公的研究の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者
<b>不正防止計画推進部署</b>
機関全体の視点から不正防止計画の推進を担当する部署。『飯塚病院 公的研究費 <sup>3)</sup> の不正防止に関する基本方針』に基づいて不正防止計画の策定し、実施状況を確認する。統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究管理委員会委員長、及び事務統括責任者で構成される。
<b>経営会議</b>
経営会議は、会長及び社長の参加と判断、提案を仰ぎ、より円滑な飯塚病院の意思決定及び経営戦略策定を目的として開催される会議で、会長、社長、担当取締役、院長、副院長、看護部長、経営管理部長、及び院長に指名された者により構成される。『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定』における「役員会等」としての役割を果たす。
<b>内部監査部門（広報課）</b>
不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点で、効率的・効果的かつ多角的に行う内部監査を担う部署。
<b>通報窓口（広報課）</b>
公的研究における不正やその疑いがある場合に、告発を受付ける研究機関の窓口。
<b>調査委員会</b>
通報窓口実際に告発があった際に発動する委員会であり、統括管理責任者、事務統括責任者、並びに外部有識者(弁護士等)で構成される。
<b>臨床研究管理委員会</b>
研究の進捗状況や不正の防止の観点から、研究者に確認や注意喚起を行う、当院既存の委員会。
<b>相談窓口（臨床研究支援室）</b>
公的研究を既に行っている研究者や、これから公的研究費の獲得を目指す研究者のための相談窓口。
<b>監事</b>
不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について、機関全体の観点(特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施する不正防止計画や内部監査)によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを、機関全体の立場から確認し意見を述べる方で、監査役の役務を遂行している方。
<b>弁護士</b>
調査委員会が発動した際に、公正かつ透明性の観点から第三者として参加する専門委員。
<b>公認会計士</b>
内部監査を実施するにあたって、内部監査部門が連携を図る会計に関する専門知識を有する方。

## 【備考】

### 1) 公的研究

文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又は厚生労働省若しくはAMED(日本医療研究開発機構)等から配分される、原資が税金で公募型の競争的資金を用いた研究。

### 2) 不正

本管理・体制において、**不正**とは、公的研究費の**不正使用**、**不正受給**及び**善管注意義務違反**、並びに研究活動における研究成果の捏造、改竄及び盗用(**特定不正行為**)をいう(下表参照)。

区分	該当する行為	定義
研究費に関する不正	不正使用	故意若しくは重大な過失によって研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用を行うこと
	不正受給	偽りその他不正の手段により競争的研究費の交付を受けること。
	善管注意義務違反	善良な管理者の注意をもって行うべき義務の違反
研究活動に関する不正 (特定不正行為)	捏造	存在しないデータ、研究成果等を作成すること
	改竄	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
	盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

### 3) 公的研究費

文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又は厚生労働省若しくはAMED(日本医療研究開発機構)等から配分される、原資が税金で公募型の競争的研究費。